

景観計画に基づく許可基準チェックリスト

景観計画に定める 地区・区域の区分	④リバーフロント・シーフロント 地区
----------------------	-----------------------

許可基準	基準の内容	申 請 内 容		広島市 確認欄
広告物の設置高さ	20m以下	地表から上端 までの高さ	m	
設置高さの制限を緩和する 広告物の基準	基準C	基準の適用	☐ 有 ☐ 無	
表示内容	壁面の自家用広告物	内 容	☐ 壁面の自家用広告物	
表示面積	表示面積が20㎡以下 (広告物1個当たり)	有の場合 表示面積	㎡	
色彩	地色の彩度が暖色系8以下、暖色系 以外6以下	地色の マンセル値		
壁面利用広告物の総量	〔壁面の面積（高さ20m以下の部分）が180㎡以下の場合〕 表示面積の合計が壁面の面積の1/3以下	壁面の面積 〔高さ20m以下〕 (A)	㎡	
	〔壁面の面積（高さ20m以下の部分）が180㎡超の場合〕 表示面積の合計が60㎡に壁面の面積の180㎡を超える部分の1/5を加えた面積以下 ただし広告物1個の表示面積は60㎡以下	算定した 表示可能面積 (上限値)	㎡	
		表示面積の合計 〔既存広告物を含む〕 (B)	㎡	
	※表示面積が1㎡以下の広告物、表示期間が2週間以内の一時的・仮設的な広告物は表示面積の合計に含めない。また、算定した表示可能面積が10㎡に満たない場合は10㎡以下まで表示可能	壁面の面積に対する表示面積の合計の割合 (B÷A)	%	
		申請する広告物の表示面積 (最大のもの)	㎡	
広告物の地色の色彩	地色の彩度が10以下 ※表示面積10㎡以下の広告物、車両・船舶・航空機に掲出する広告物は対象外	地色の マンセル値		
屋上広告物の設置	20m超不可	地表から上端 までの高さ	m	

備考

- 1 景観計画に基づく許可基準（広島市屋外広告物条例施行規則別表第3）が適用される場合は、申請書にこのチェックリストを添付し、合わせて図面に基準に関係する内容を記載して提出してください。
- 2 太枠内に記入してください。□欄は、該当する□にチェックしてください。
- 3 複数の広告物を一括して申請する場合や複数の壁面に表示する場合などで枠内に記入できないときは、別紙としてください。
- 4 表示面積などにより基準の対象外である場合は、「10㎡以下のため対象外」、「車両広告のため対象外」などと記載してください。
- 5 「壁面利用広告物の総量」欄の「表示面積の合計」には、申請する広告物及び現に掲出されている広告物の表示面積の合計を記載してください。（表示面積が1㎡以下の広告物及び表示期間が2週間以内の一時的・仮設的な広告物を除く。）